

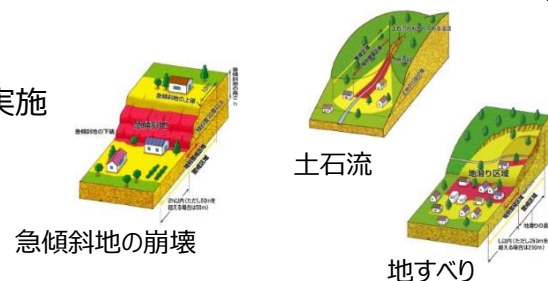
今後の土砂災害対策の進め方について

大阪府都市整備部 河川室
2015/8/25

土砂災害発生危険性の周知

□土砂災害対策における「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」全ての施策の基軸となる**区域指定**を**最優先**で実施

- ・平成27年6月迄 残るすべての調査予定箇所を公表
- ・平成28年6月迄 調査結果を公表
- ・平成28年9月 区域指定を完了



指定後、速やかに実施

逃げる：「警戒避難体制の整備」（市町村との連携）

□避難行動を起こすための適切な情報発信

- ・土砂災害警戒情報発表の精度向上
- ・適切な時期・範囲への情報発信

□避難行動意識向上を図るための取り組み（地域主体の取り組みを支援）

- ・「地区単位ハザードマップ」の作成
- ・マップを用いた避難訓練の実施

凌ぐ：「既存家屋に対する**移転・補強の助成制度**」（土砂災害特別警戒区域内）

□被害を軽減するため住民自らが実施する対策を支援

- ・土砂災害特別警戒区域からの移転（最大約500万円）
- ・土砂災害特別警戒区域内の家屋の補強（最大約70万円）



「対策施設の整備」（土石流・急傾斜地崩壊対策）

□土石流対策（広範囲に影響大）

- ・重点化を図りながら順次整備を実施
- ・今後30年で優先順位の高い箇所の土砂災害特別警戒区域を解消（おおむね30箇所程度）

□急傾斜地崩壊対策（対策の効果が限定的）

- ・原則は土地所有者等（個人）が実施するもの
- ・特に規模や発災時の影響が大きい、または、災害が発生した箇所の対策を優先して府が施行
- ・施行にあたっては、受益者から負担金を徴収

□地すべり対策

- ・地すべり現象を確認後対策を実施

優先順位の高い
（影響の大きい）箇所

土砂災害の危険箇所

□これまでに公表していた危険箇所（平成14年度公表）

 : 対策を実施する箇所の母数

	I	II	III	合計	対策済み 箇所数	進捗率
土石流危険渓流	1,009	549	301	1,859	352	34.9%
地すべり危険箇所				145	13	9.0%
急傾斜地崩壊危険箇所	896 (683※)	1,115	346	2,357	180	28.0%
合計				4,361	545	

※他法令による指定箇所を除いた箇所数

□土砂災害防止法に基づく区域指定（平成27年8月25日時点）

<> は見込み値

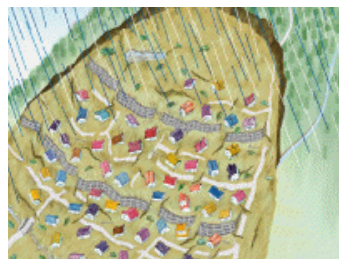
	土砂災害警戒区域 (Y)	土砂災害特別警戒区域 (R)
土石流	819 <1,400>	560
地すべり	0 <145>	0
急傾斜地の崩壊	3,213 <7,500>	2,162
合計	4,032 <9,045>	2,722

□これまでの指標では数値による目標を示せないため、区域指定を基にした新たな指標が必要 **2**

土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域と国の採択基準の関係



土石流



地すべり



急傾斜地の崩壊

<p>土砂災害危険箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害の発生のおそれのある箇所を国土交通省の要請に基づき、府が調査、公表したもの ◆法による規制等なし 		
<p>土砂災害警戒区域等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害の発生により人命に危害が生ずるおそれのある箇所を法に基づき、府が基礎調査を実施、区域を指定したもの ◆特別警戒区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制 ◆区域指定箇所において警戒避難体制が整備される 		
<p>対策事業 交付金 採択要件</p> <p>○：必須要件 ●：個別要件 ※一部省略</p>	<p><通常砂防事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業費1億円以上 ・保全対象 <ul style="list-style-type: none"> ●人家50戸以上 ●公共施設関連 ●避難場所 ●耕地30ha以上 ●河口の埋没防止 <p>など</p>	<p><地すべり対策事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業費1億円以上 ・保全対象 <ul style="list-style-type: none"> ●人家10戸以上 ●一級、二級、準用河川 ●鉄道、高速道路、府道等 ●官公署、公共建物 ●避難場所 ●農地10ha以上 <p>など</p>	<p><急傾斜地崩壊対策事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業費7,000万円以上 ○急傾斜地の高さ10m以上 ○移転適地がないこと ・保全対象 <ul style="list-style-type: none"> ●人家概ね10戸以上 ●要配慮者利用施設を含む場合、人家5戸以上 ●避難場所、官公署関連 <p>など</p>
<p>根拠法</p>	<p>砂防法</p>	<p>地すべり等防止法</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p>

□区域指定を基にした新たな指標の考え方（案）

	項目	考え方	備考
逃げる	地区単位のハザードマップ	地区数 マップに含まれる指定箇所数	
	避難勧告等の発令	指定箇所を含む町会単位等での発令 新たな知見による警戒避難体制の充実	
凌ぐ	特別警戒区域（R）内 既存家屋への助成	R内に含まれる家屋数	
防ぐ	施設整備 （地すべりを除く）	指定に要する基礎調査結果を基にした優先順位 付けによる当面の整備目標設定	